

一般道路における最高速度規制の点検・見直し結果について

1 最高速度規制の点検・見直しの経緯

- 平成25年12月の「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」において「交通事故死者を減少させるためには、速度規制や取締りによる適切な速度管理が必要」、「速度管理の必要性について国民に理解を得ることが重要」、「一般道路については、40km/h規制、50km/h規制を中心に、交通事故の発生状況等を勘案しつつ見直しを行っていくべき」とされたことを踏まえ、平成26年4月に「最高速度規制の点検・見直し等の更なる推進について（通達）」を发出。
- 同通達に基づき、平成26年度～平成28年度にかけて、今回の最高速度規制の点検・見直しを実施。

2 今回の最高速度規制の点検・見直しの結果

- 平成21年度以降の点検・見直しの中で、引上げ決定路線が最多・最長となった。一方、規制速度を現状維持とした路線は約74%。

見直し対象路線	19,337km (8,006区間)
引上げ決定路線	5,000km (2,610区間)
引上げ決定率	25.9%
引上げ済み路線	4,394km (2,336区間)
引上げ済み率	22.7%
現状維持路線	14,337km (5,396区間)

(注) 引上げ済み路線は、平成28年度末に引上げが完了しているもの。

- 引上げ済みの路線で、引上げ後の実勢速度をみると、その多くでは、実勢速度の上昇傾向や交通事故の増加傾向は見られない。

3 今後の取組

- 「道路線形が悪い」等の事情があっても引上げがなされた事例等を共有した上で、引き続き、実勢速度との乖離が見られる路線における最高速度規制の点検・見直しを進める。
- 見直し対象路線の選定に当たっては、実勢速度との乖離が一定以上生じている国道及び主要地方道については、一律に対象とする。
- 見直し後も規制速度との乖離が見られる路線については、更に実効性のある速度抑制対策を推進する。
- 今回の点検・見直しにより規制速度の引上げを実施し事故が増加した路線については、その要因を分析して必要な安全対策を行う。